

# 教育振興会

生徒の保護者、生徒の就業する事業主及び関係地域公共団体の  
代表者で組織し、定時制教育の振興・推進をはかります。

平成30年度教育振興会会長 西塔 正樹 氏

## 平成30年度 教育振興会・PTA合同総会

本年度総会が下記日程で開催されました。

1. 日 時 平成30年5月11日（金）午後6時30分～7時30分
2. 場 所 石川県立羽松高等学校 3階視聴覚室
3. 議 件
  - ①平成29年度教育振興会事業報告
  - ②平成29年度教育振興会決算並びに監査報告
  - ③教育振興会規約改正
  - ④平成30年度教育振興会役員選出
  - ⑤平成30年度事業計画
  - ⑥平成30年度教育振興会予算

## 教 育 振 興 会 規 約

### (名称)

第1条 本会は石川県立羽松高等学校(以下本校という)教育振興会と称する。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は本校内に置く。

### (目的)

第3条 本会は本校の振興・発展を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本校の教育環境の整備改善
- (2) 定時制教育振興に対する支援
- (3) 生徒の学業及び運動などの諸活動の支援
- (4) 勤労青少年に対する就学の支援
- (5) その他本会の目的に沿う事業

### (会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 生徒の保護者
- (2) 贊助会員
- (3) 本会の主旨に賛同する個人・団体で役員会が承認した者

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 役員は20名以内とする。
- (2) 会長1名、副会長2名、理事(若干名)、会計(2名)、監事(2名)

### (役員の選出)

第7条 役員は総会で選任し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

### (役員の任務)

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会の会務を総括しすべての会議の総括をする。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長が事故の場合はその職務を代行する。

- (3) 理事は業務の運営処理に当たる。
- (4) 会計は本会の会計を担当する。
- (5) 監事は事業及び会計の監査を行う。

(顧問)

第9条 本会は顧問・参与を置くことができる。

(役員会)

第10条 役員会は次の通りとする。

- (1) 役員会は会長が召集し、役員の1／2以上の出席をもって成立とする。  
なお委任状での出席が認める。
- (2) 役員会は以下の事項を協議する。  
①各種事業計画 ②総会に提出する議案、報告書等 ③その他必要な事項
- (3) 役員会は年3回以上開催する。
- (4) 役員は必要に応じて役員会の開催を会長に求めることができる。

(総会)

第11条 総会は次の通りとする。

- (1) 総会は本会の最高議決機関で毎年5月に定期総会を開き、会員の1／2以上の出席をもって成立とする。なお委任状での出席を認める。
- (2) 総会の議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。
- (3) 総会は次の事項を議決する。  
①規約の改正 ②予算及び決算 ③事業計画 ④会費  
⑤役員の選出 ⑥その他
- (4) 臨時総会は会長が必要と認めた時、または役員会の議決による時に開催するものとする。
- (5) 議長は出席者の中から選出する。

(会計)

第12条 本会の会計は次の通りとする。

- (1) 本会の会計は次にあげるものをもって構成する。  
①会費 ②寄付金 ③助成金 ④その他
- (2) 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規約に關しその他必要な事項は細則で定める。

附則

昭和47年4月1日より施行する。  
平成7年4月1日 一部改正  
平成11年4月1日 一部改正  
平成18年4月1日 一部改正  
平成21年4月1日 一部改正  
平成22年5月31日 一部改正  
平成26年5月30日 一部改正  
平成28年4月1日 一部改正